

## 第3章 基本計画

### 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域における子育て支援体制の充実

##### 【現状と課題】

地域でのつながりが持てずに孤立化した中で、子育てをする保護者や子どもの発達・発育に不安を抱えながら子育てをしている保護者など、子育てに何らかの不安や負担を抱えている保護者が多いことがうかがえます。現在、地域子育て支援センター宮古や子育て相談センター宮森・阪手での交流の場の提供や子育てサークルの支援など、地域での子育て支援の取り組みを進めています。今後も継続して保健センターや地域子育て支援センター、児童館（ふれあいセンター）などで横のつながりを持ちながら、地域でゆとりを持って子育てができるように支援体制の充実が求められます。

また、アンケート調査結果をみると、小学生においては、「地域の子ども会の活動」を通じての交流のほか、「保健センターでの情報・相談」への利用意向が比較的高くなっていることから、保健センターなどの地域の施設を通じた情報提供の充実が必要です。

##### 【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て交流の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の施設等を利用して、さらなる子育て交流の場の拡充に努めます。</li><li>交流する場に出ていきやすくなるような情報提供（乳児全戸訪問事業や乳幼児健康診査などでのPR等）をしながら交流を促進します。</li></ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
子育て支援センターの充実(宮古)	<ul style="list-style-type: none"><li>子育て相談等の各種事業の充実に努めます。</li><li>地域の施設等を利用して、子育て世代の交流や世代間交流の場の拡充に努めます。</li></ul>	◎	健康福祉課

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て中における保護者の社会参画への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の保護者が親子で参加できる各種のイベントや講座などを開催し、社会参画しやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>	◎	産業観光課
各種相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター、子育て相談センターだけにとどまらず、保健センター、総合リハビリテーションセンター等の地域の施設での身近な相談窓口の設置に努めます。</li> <li>町外での広域的な相談窓口に関する情報提供に努めます。</li> <li>民生児童委員の協力を得て訪問による相談の実施を検討します。</li> </ul>	◎	健康福祉課
子育てに関する情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町広報、各種パンフレット、町ホームページを通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。</li> <li>母子健康手帳交付時や転入手続き時などを通じてチラシの配布や個別通知など様々な形での情報提供を行います。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
家庭教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きる力と社会性のある子どもを育成するための家庭における教育力を養うため、啓発活動の実施や学習機会の提供に向けた支援に努めます。</li> </ul>	○	生涯教育課

**【主な事業】**

事業名	事業内容
子育ての仲間づくり	マタニティ教室、赤ちゃん体操教室などで、保護者同士の交流を促し、子育て仲間づくりを支援する。
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【宮古保育園、保健センター東館に設置】
乳児相談	10～11ヶ月児を対象に、身体測定や、保健師による発達育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、発達相談員による発達相談を実施している。 【保健センターで実施】
すこやか子ども相談	0歳児から就学前までの子どもが対象で、育児や食事などの相談に保健師・栄養士・歯科衛生士・発達相談員などが応じている。 【保健センターで実施】
発達相談	0歳児から就学前までの子どもが対象で、ことばや子どもの発達に関する相談に発達相談員が応じている。 【保健センターで実施】
世代間交流	ふれあいセンターにおいて、ふれあいクッキング事業やもちつき大会を実施するなど、世代間の交流づくりを行う。
地域との交流促進	ゆうゆうデー（田原本幼稚園）など、様々な企画を通じて地域の人を、また地域の子どもを知ってもらう機会づくりを行う。 【各幼稚園で実施】
学習・イベント開催時における託児コーナーの設置	子育て中の人々が、イベントや各種講座に安心して参加できるように、ボランティアなどの協力を得て、イベントや各種講座開催時に託児室の設置を推進する。
子育てに関する広報・啓発	子育ての楽しさを伝える啓発活動を行う。 「地域全体が子育てを支援する」という意識の啓発を行う。 妊婦自身の喫煙と受動喫煙が、体に与える悪影響についての啓発を行う。

## (2)子どもと親の健康確保

### 【現状と課題】

出産・子育てをする上で、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の整備が重要となります。心身の健康の基礎をつくり健やかに発育・発達していけるように、乳児相談・支援の充実や疾患予防対策を推進するとともに、不妊対策についても進めていくことが必要です。

子どもは、発育過程において様々な病気を患います。また、事故やその他アクシデントによるケガ等もあります。このような状況に対応していくためには、小児医療体制の充実と保護者への意識の啓発が求められます。

子どもが心身の成長の礎となる食物の内容や食事のあり方について、きちんと学び、規則正しい生活習慣を習得させるため、保健師や栄養士、地域の連携のもと食育に取り組むことが必要です。

### 【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
乳児相談・支援の充実	・子育てに関する様々な相談に対応できるよう、児童館、子育て支援センター、子育て家庭サポートセンター等と連携を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業や相談事業、各種教室等を実施します。	○	健康福祉課 (保健センター)
乳幼児期の疾患予防対策の充実	・子どもが心身ともに健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、乳幼児健康診査の受診勧奨に努めます。 ・予防接種については、集団接種から個別接種へと移行していきます。	◎	健康福祉課 (保健センター)
事故などの防止対策の充実	・事故の防止について乳幼児突然死症候群の予防や乳幼児に多い事故の防止に向け、必要な情報提供や講習会等を通じた普及啓発を行います。	◎	健康福祉課 (保健センター)
小児医療の充実	・かかりつけ医を持つことへの啓発を行うとともに、町広報や健診などの機会を通じて休日や夜間の電話相談等の小児医療体制について周知を図ります。	○	健康福祉課 (保健センター)

施策	施策の内容	方向	担当課
「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査等の機会を通じて食に関する指導や相談を実施します。</li> <li>・子ども自身が食に興味を持ち、関心を深められるよう、子どもまたは親子を対象とした料理教室を実施します。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
不妊対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療に対する治療費助成制度(県事業)等の広報に努めます。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)

< 小児救急医療電話相談(奈良県) >

<b>実施内容</b>	<p>専門の看護師(必要に応じて医師)が子どもの急病に対して電話相談に対応する。</p> <p>相談電話番号: #8000(プッシュ回線) 0742-20-8119(携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等)</p> <p>相談日時: 午後6時～翌日午前8時(平日) 午後1時～翌日午前8時(土曜) 午前8時～翌日午前8時(24時間:日曜・祝日・年末年始)</p> <p>対象者: 奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族</p>
-------------	--

**【主な事業】**

事業名	事業内容
新生児・妊産婦訪問指導	助産師が赤ちゃんの身体測定や赤ちゃんに関する育児相談、お母さんの体調についての相談を行う。 育児不安の解消に努める。
乳幼児訪問指導	保健師や栄養士が育児についての相談を行う。 育児不安の解消に努める。
乳児健康診査	生後4～5ヶ月児を対象に、医師による疾病・異常の早期発見・早期対応のための健診を行う。 他に身体測定、保健師による育児相談、栄養士による栄養相談を実施し、心身の発育・発達の確認や育児不安の解消を図る。 <p style="text-align: right;">【保健センターで実施】</p>
1歳6ヶ月児健康診査・ 3歳児健康診査	身体測定、内科・歯科健診、発達・育児相談、栄養相談を行う。 医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士がかかわり、発達・発育の遅れや、病気の早期発見、口腔衛生管理・指導を行う。 <p style="text-align: right;">【保健センターで実施】</p>

事業名	事業内容
予防接種	<p>予防接種法に基づく定期接種は集団接種と個別接種の併用で実施している。</p> <p><b>【集団接種】</b> ポリオ、BCG、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）</p> <p><b>【個別接種】</b> MR（はしか・風しん）、日本脳炎</p> <p>広報や健康づくりカレンダーなどで予防接種の周知徹底を図る。</p>
乳児相談【再掲】	<p>10～11ヶ月児を対象に、身体測定や、保健師による発達育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、発達相談員による発達相談を実施している。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
すこやか子ども相談【再掲】	<p>0歳児から就学前までの子どもが対象で、育児や食事などの相談に保健師・栄養士・歯科衛生士・発達相談員などが応じている。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
発達相談【再掲】	<p>0歳児から就学前までの子どもが対象で、ことばや子どもの発達に関する相談に発達相談員が応じている。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
マタニティ教室	<p>妊婦同士の友達づくりの場となるように、妊婦同士の情報交換、交流の場を提供するとともに、助産師、栄養士、歯科衛生士、保健師による情報提供、相談の場を提供している。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
赤ちゃん体操教室	<p>作業療法士による講義や実技、保育士による遊びの紹介を実施している。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
歯の健康教室	<p>年3回2歳6ヶ月～3歳までの幼児とその保護者を対象に、歯科医師による検診と歯科衛生士による正しいブラッシングの講習を実施している。</p> <p><b>【保健センターで実施】</b></p>
かかりつけ医確保の啓発	<p>健康管理のために、身近な地域での継続的な医療を受けられるためにかかりつけ医確保の必要性を啓発する。</p>

事業名	事業内容
赤ちゃんクッキング (離乳食教室)	赤ちゃんの初めての食事である離乳食について、その作り方や与え方などについて調理実習を組み入れながら実施している。  【保健センターで実施】
不妊への支援	不妊治療が相談できる医療機関や、関係機関の情報提供を充実させる。
小児深夜救急の充実	小児の深夜時間帯の一次救急医療を確保するために、中南和の市町村の負担金をもって、橿原市休日夜間応急診療所に小児深夜救急を設置し、医療を受けやすい体制づくりに努める。
産婦人科一次救急医療事業の充実	奈良県内に産婦人科の一次救急に対応できる病院がなく、妊婦の一次救急に対応するため、病院輪番制を実施していくために、市町村の負担金で支援をしていく。

### (3)要支援児童へのきめ細やかな対応

#### 【現状と課題】

ひとり親は仕事・家事・育児などの負担がすべてかかってくる上、経済的に自立するための就労の場と労働条件を得るのは極めて困難であり、経済的・社会的にも弱い立場に置かれています。自立支援に向けて、個々の家庭の状況に応じた取り組みを進めていくことが望まれます。

田原本町では現在、身体障害者手帳、療育手帳の交付をはじめ、補装具の支給、医療費の補助、ショートステイなどの生活支援などを実施しています。また、障がいのある子どもには、発達相談や巡回相談をはじめ母子保健事業及び子どもたちの関係機関との連携を図りながら生活や発達の支援を行っています。今後も引き続き障がいのない子どもと同様、住み慣れた地域で幸せを感じられるように福祉・保健・医療・教育等の支援体制を整えることが必要です。

多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こりえることとなっています。現在、児童虐待の把握件数は年々増加しています。今後は虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を防止するための活動を進める必要があります。

## 【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養手当の申請等の際にパンフレットを配布し、制度等の周知に努めるとともに、それぞれの家庭に応じた経済的支援や相談事業の充実を図ります。</li> </ul>	○	健康福祉課
障がいの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査において障がいの早期発見に努めるとともに、専門機関と連携し、継続的な支援を行います。</li> <li>幼稚園、保育園などとの連携を強化し、発達障害などの早期発見に努めるなど、子どもの総合的な支援を行います。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携を図り、障がいのある子どもとその家庭の社会参加や地域交流の機会の提供などの支援に努めます。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央こども家庭相談センターをはじめ、各関係機関と連携を図りながら児童虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、虐待を防止するための活動を進めます。</li> </ul>	◎	健康福祉課

## 【主な事業】

事業名	事業内容
児童扶養手当	父親の死亡や離婚、あるいは重度の障がいにより、母親または養育者が18歳までの児童(障がいがあるときは20歳未満)を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に重度の障がいがある児童や中程度の障がいがある児童を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。

事業名	事業内容
母子家庭医療費助成制度	母子家庭における母子の健康保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。
母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦の方の自立や児童の健やかな育成を支援するために貸し付けを行う。 【中和福祉事務所で実施】
母子相談員制度	母子家庭・寡婦に対する相談相手となり、生活のこと、家のこと、子どもの養育あるいは母子、寡婦福祉資金の利用など、あらゆる相談に応じる。 【中和福祉事務所で実施】
乳幼児期の疾病の予防・早期発見	乳幼児期の成長や発達に合わせて定期的に健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見に努める。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度重複障害児で常時介護を必要とする場合に手当を支給する。
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置するとき将来障がいを残すと認められる児童で、治療可能な場合に、医療費の助成を行う。
心身障害者医療費の助成	①身体障害者手帳1～2級②療育手帳Aのいずれかを所有し医療保険の加入者に対し、医療保険の自己負担相当額から定額一部負担金を控除した額を助成する。
補装具の交付、修理	身体障害者手帳を所有する人に対し、必要に応じて身体の失われた部位や障がいのある部位を補って、日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行う。
発達支援事業	発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児、育児に不安を持つ親に対する相談や指導などを行っている。 【あそびの教室(療育教室)】 遊びを通じて発達を促し、母子関係の改善を図ることを目的としている。
母子保健と学校保健の連携	乳幼児期から就学・思春期まで一貫した養育により、子どもの健康の保持や増進、障がいの軽減を図るため、母子保健と学校保健の連携を進める。
統合保育・教育	日々の通所や通園、集団活動が可能な障がいのある子どもをできるだけ保育園や幼稚園で受け入れ、障がいのある子どもたちとない子どもたちが、遊びや生活をともにする統合保育や統合教育を実施している。

事業名	事業内容
個々の障がいに応じた保育や教育	発達相談員による子どもの観察や、保育士・教諭に対する研修・助言の実施など、あそびの教室と療育機関や相談機関との連携を図っている。
就学相談・指導の実施	障がいのある人の希望や障がいの実態、通学などを十分に考慮した就学相談・指導を実施している。
特別支援学級の設置	障がいがある児童・生徒に地域での教育を保障するために、小中学校に障がいの実態に対応した特別支援学級を設置している。
母子保健推進ネットワーク会議	福祉・保健・医療・教育・その他関係機関が連絡を持ちながら母子保健の充実、推進を図っていく。
要保護児童対策地域協議会	磯城郡3町で協議会を設置し、児童虐待防止、児童相談、育児支援等について取り組んでいる。

## (4) 地域における子育て支援のネットワークづくり

### 【現状と課題】

田原本町のようにこれまで培われたコミュニティがある地域においても、地域の子どもや子育て世帯への関心が薄れ、地域のつながりが希薄化しつつあります。住み慣れた地域において安心して子育てをするにあたり、地域における交流を深めることは重要です。今後は多様なニーズに対応した子育て支援のネットワークづくりを充実していく必要があります。

### 【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
子育て支援サークル等の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査などにおいて、サークルに関する情報提供に努めるとともに、活動への参加を促します。</li> <li>・子育てサークルの活動者が、主体的な住民活動を行えるよう支援に努めます。</li> </ul>	○	健康福祉課 (保健センター)
子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊びや発達に関することなど多岐にわたる支援が行えるよう、担当者の研修の充実を図るとともに、担当者会議を通じて、ネットワークの強化に努めます。</li> </ul>	○	健康福祉課 (保健センター)
子育て中の親子の交流推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター、子育て相談センターだけにとどまらず、地域の施設等を利用して子育て交流の場の拡充に努めます。</li> <li>・子育て交流に関する情報提供とともに、交流への参加を啓発していきます。</li> </ul>	◎	健康福祉課 (保健センター)
世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等による情報提供を通じて交流の場への参加促進に努めます。</li> <li>・地域の関係団体等と連携して、性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流する場の提供を進めます。</li> </ul>	○	健康福祉課

**【主な事業】**

<b>事業名</b>	<b>事業内容</b>
子育てサークル活動への支援	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図る。
子育てボランティアの育成	地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境の整備に努める。
託児ボランティアの育成・確保	子育て中の保護者が各種学習活動やイベント・行事などへ参加する際に、保護者に代わって子どもを保育するボランティアの育成・確保を図る。
田原本町青少年健全育成推進協議会	まちぐるみで青少年の健全な育成を図るため、関係機関の連携のもとに様々な取り組みを推進する。

## (5) 経済的支援

### 【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、少子化対策に関しての考えについて「子育てや教育に係る経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきである」が就学前児童で 62.7%、小学生で 69.0%と高くなっており、子育て支援に関する取り組みにおいては、経済的支援を求める意見が多いことがうかがえます。現在、児童手当や児童扶養手当等の経済的支援を行っていますが、今後も継続的に支援に努める必要があります。

### 【計画】

方向の見方 新規： 継続： 充実拡大： 見直し・改善：

施策	施策の内容	方向	担当課
経済的負担の軽減策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当制度等の普及促進や乳幼児医療の助成など、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るための支援を進めます。</li> <li>・保育所の保育料決定の際のひとり親家庭や障がいのある方の世帯の減免制度の周知を行います。</li> </ul>	○	健康福祉課

### 【主な事業】

事業名	事業内容
児童手当(子ども手当)	小学校6年生までの児童を持つ家庭に児童手当を支給する(平成22年度からは、中学生までを対象とした子ども手当制度が施行される)。
乳幼児医療費等の助成	乳幼児医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
妊娠判定料の助成	非課税世帯の妊婦に対して、妊娠中の健康管理を行うために、初回妊娠判定検査の費用について費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
妊婦健康診査受診費用の助成	妊娠中の健康管理に必要とされる14回分の健診費用の一部を助成し、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊娠中に必要な健診を適正に受診できるようにする。

事業名	事業内容
児童扶養手当【再掲】	父親の死亡や離婚、あるいは重度の障がいにより、母親または養育者が18歳までの児童(障がいがあるときは20歳未満)を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
特別児童扶養手当【再掲】	20歳未満の精神または身体に重度の障がいがある児童や中程度の障がいがある児童を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給する。
母子家庭医療費助成制度【再掲】	母子家庭における母子の健康保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。
母子寡婦福祉資金【再掲】	母子家庭及び寡婦の方の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸し付けを行う。 【中和福祉事務所で実施】
母子相談員制度【再掲】	母子家庭・寡婦に対する相談相手となり、生活のこと、家のこと、子どもの養育あるいは母子、寡婦福祉資金の利用など、あらゆる相談に応じる。 【中和福祉事務所で実施】
障害児福祉手当【再掲】	20歳未満の在宅重度重複障害児で常時介護を必要とする場合に手当を支給する。
自立支援医療(育成医療)【再掲】	身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置するとき将来障がいを残すと認められる児童で、治療可能な場合に、医療費の助成を行う。
心身障害者医療費の助成【再掲】	①身体障害者手帳1～2級②療育手帳Aのいずれかを所有し医療保険の加入者に対し、医療保険の自己負担相当額から定額一部負担金を控除した額を助成する。
幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園教育の普及及び少子化対策の一環として、私立幼稚園への就園が経済的に困難な幼児の保護者に対し、補助金を給付することを目的とする。
幼稚園保育料減免措置	3歳児から5歳児の子どもを公立幼稚園に通園させている家庭で、保育料等経費の負担が大きい階層を対象として、保育料の減免等を行う。
要保護・準要保護児童生徒援助費補助金	町立小中学校への就学が、経済的に困難な児童生徒の保護者に対し援助を行う。